

# かな日記と時間

岡本恭子

## 一 はじめに

二 平安時代の時刻制について  
三 漏刻と時報の方法について

(ア)時鐘と鼓

(イ)寺鐘

(ウ)星座

## 四 土佐日記の時刻表示について

## 五 むすび

一

生れた時から死ぬ時までの間、文字通り時間というものを自分のものにしたときから、人は時間と無関係の存在でりえないことを知る。と同時に永遠にして不滅なる時間というのも存在しないことを認識した。ただ時間認識を、時

間は繰返されるものだと考えるとそれは存続を意味するだろうし、移ろいゆくものだと考えるとそれは消滅を意味する。しかし人は、繰返し循環される時間を欲すると同時に、移ろいゆく時間をも停止させ、その時間を自分のものにしたいと考えた。それはもう一人の自分を別の場所へ移しかえることであった。その場所とは「日記」ではなかつたか。日記という舞台で自分の一期を、あるいは自分にとって最も大事と思われる一部を演じることによって、もう一人の自分がそれを眺めることができる時間がある。それは時空を超えて一つになることのできる時間ではなかつたか。

人はなぜ日記を書くのか。それは時間の中で生きることを認識したからである。

真名日記には未来へ繋げる目的をもつていて、目的に価値を与えるか否かは後世の受け手に委ねるとしても、記述者が存在していた証は充分可能である。また真名日記が、一見無表情に事実のみ記録しているように見られるが、私語も多く存するし、時には記述者的人間性を彷彿とさせる場面にも出会う。しかし、真名日記には己<sup>①</sup>れを振り返る時間は存しない。それは「私自身」の為に生きた時間であっても、「私自身」の為に記すのではないからだ。

かな日記の場合はどうか。「その思ひを空しくなさじばかりに、斯様の徒言を、続け置き待ること。後の形見とまではおぼえ待らぬ」と、『とはずがたり』<sup>②</sup>作者の結びのことばや、『蜻蛉日記』作者のいう「人にもあらぬ身の上までかき日記して、めずらしきさまにもありなむ」とする姿勢は、「私自身」のために生きた時間を実感する為には、移ろわざる時間を創ることしかなかつたのである。

「日記」として書くことは、あたかも経験時間を表現しているようではあるが、実際的には虚構の時間を嵌め込み、そうすることによって自分を客体化する、これが真名日記のもつ目的と大きく異なるのである。

この小稿で考える時間とは、かな日記作者が記述した枠内での時間意識を考えてみるのであるが、作品中には、現行

の時計と同じように何らかの方法で計られた時刻と、いま述べた「私自身」の時間がある。ここでは先ず『土佐日記』を材料として、前者の時刻について論を進めたいとおもう。

## 二

かな日記の中に時刻に関する記述が散見するのは、日記という形式からくるもので、記述者にとって大した意味をもたないのではないか。という疑問から発したとき、一体平安時代の時刻制度とは、また如何なる方法でそれを知り得たのか、という途方もない問題を抱え込む結果となつた。しかし論点から外れない爲には深入りを避けねばならず、そこで表題で示した二項目（二 平安時代の時刻制 三 突刻と時報の方法）に触れ、それを論拠として『土佐日記』に明示されている時刻について考えることにしたい。

『日本書紀』（天武十一年九月十日<sup>（六八三）</sup>）に、

庚子の日中に数百の鶴、大宮に当りて高く空に翔りぬ。四・剋にして皆散けぬ。<sup>（③）</sup>

とあって、「四・剋」を「ときのはり」と訓じている。また『大鏡』には「子四つと奏して、かくおほせられ議するほどに丑にもなりにげむ」とあるように、一時（<sup>（一時間）</sup>）を等分に四分割にする時刻法に基づく方法を取り、この一時は、一日を昼夜各六等分に分割した、即ち十二分の一時に当るのである。これを定時法といって、平安時代にも適用されていたのである。『大鏡』を例として、現行時刻に直すと次の通りになる。

子一刻——午後十一時

子二刻——午後十一時三十分

子三刻——午前零時

子四刻——午前零時三十分

「子四つ（刻）」を過ぎて、次の時刻の「丑一刻」となるのである。

確かに文学作品の解釈上、定時法、不定時法の混同が見られ、大した問題ではないと片付けられない場合もある。また表現上の曖昧さもあって、現行時の何時と限定できないことが多いのも確かである。たとえば「子の刻ばかり」とか、「鶏鳴」「平旦」という表現のあるとき、「子」の「いつとき」（一時間）のいずれの時刻なのか、あるいは実際に耳にした鶏鳴なのか、「丑」の刻の異名なのか判断できない。こうした時刻の異名は、季節の変化による不定の時刻の呼称であるから、定時法の刻限に置き替えることはできないのである。また太陽の運行と深い関り合いを持ちながらの生活者たちが、官吏たちの用いる定時法を、どこまで生活の中へ取り入れていたか判断のつかないのも確かである。

『枕草子』に「子こゝのつ、丑やつなどぞ里びたる人はいふ」<sup>⑤</sup>とあるが、この前文に宮中の時奏が「とき丑三つ、子よつ」というのを聞いて、「里びたる人」の物言いを記したのである。時奏の「丑三つ（刻）」は、現行時でいえば午前二時ということになる。では「里びたる人」の「丑やつ」とはどういう時刻を指すのか。それは公式に示される時報の打鐘の数をいうのである。それを次項で見ることにしたい。

### 三

『日本書紀』（齊明<sup>（六六〇）</sup>六年五月）をみると、

①皇太子、初めて漏刻を造る。民をして時を知らしむ。<sup>⑥</sup>

同、(天智<sup>(アサヒ)</sup>十年四月)には、

②漏刻を新しき台に置く。始めて候時<sup>(とき)</sup>を打つ。<sup>かねづみ</sup>鐘鼓を動す。始めて漏刻を用ゐる。此の漏刻は、天皇の、皇太子に為す時に、始めて親ら製造れる所なり。<sup>(7)</sup>

とあって、この二条を較べてみると、先ず②の皇太子（中大兄皇子）が造った漏刻が、①からかぞえて十年目にして「始めて候時を打」<sup>(8)</sup>たというのではない。両方とも同じ漏刻だと言つてゐるのだから、①ではすでに「民をして時を知らしむ」働きをしていたのであり、②で「新しき台に置く」ことになったのは近江への遷都によるもので、この地で「始めて候時を打」<sup>(9)</sup>た、ということである。

漏刻（水時計）の、日本への伝来時期が判らないので、右の引用文が最も早いものといえようか。

(醍醐天皇・延喜十七年十一月十七日)

陰陽寮不<sub>レ</sub>申<sub>ニ</sub>政時<sub>一</sub>依<sub>ニ</sub>漏刻水凍結<sub>一</sub>也。<sup>(8)</sup>

とあるように、凍結事故もこれ一度だけではないと思うが、漏刻の管理運営が容易ではなかつたことが想像できる。では、漏刻は都だけに設置されたものなのかな。

(光仁<sup>(アサヒ)</sup>天皇・宝亀<sup>(ヒコケ)</sup>五年十一月十日)

陸奥国言。大宰、陸奥同警<sub>ニ</sub>不虞<sub>一</sub>飛驛之奏。當<sub>レ</sub>記<sub>ニ</sub>時<sub>一</sub>刻<sub>一</sub>。而大宰既有<sub>ニ</sub>漏刻<sub>一</sub>。此國獨無<sub>ニ</sub>其器<sub>一</sub>者遣<sub>レ</sub>使置<sub>レ</sub>之。<sup>(9)</sup>

この条によると、既に太宰府には設置されていたことが理解される。また陸奥は太宰府と同じく有事を念頭におかれた国である為に早速漏刻設置が実現したというのである。

(清和天皇・貞觀<sup>(アサヒ)</sup>十二年八月廿三日)

勅。出羽国始置漏刻。(三代実録卷一〇)

先の陸奥国より遅れること一世紀にして、出羽国にも設置がかなつたのである。太宰府の設置年が判らないが、緊急性のある国柄ゆえに相当早くから存したと思われる。また出羽国に設置されるまでの、一世紀という時間を考へると、すでに各国への設置は進んでいたと考えても間違いはなさそうである。

漏刻によつて時を知る、そしてそれを報じなければならぬ。ではその時報の方法について、表題に従つて考えることにする。

(ア)

『延喜式』(諸時擊鼓)によると、

子午各九下。丑未八下。寅申七下。卯酉六下。辰戌五下。巳亥四下。並平聲。鐘依<sub>二</sub>刻數<sub>一</sub>。

とあつて、音の抑揚はつけず低く平らかな音声<sub>おんじょう</sub>で打つていたことが判る。この打鐘の数が先項で触れた『枕草子』の「里びたる人」の物言いであったのである。「子こゝのつ、丑やつ」と、時奏の「丑三つ、子よつ」は、時間帯として捉えるならば大きな違いはないが、時刻として捉えるならば異なる。「丑三つ」の現行時は先述したので、「丑やつ」を考えてみよう。

先ず打鐘のタイミングをどの刻限に置いているのか、という疑問が生じるのであるが、

その場合、或る辰刻に入った時に太鼓を打つて辰刻を知らせるのであり、決してその辰刻の真中、即ち中刻ではなかつた。<sup>①</sup>

とする論拠は示されていないが、この打ち方であると、一辰刻（一時）と一辰刻のけじめがはつきりとしていることは確かである。更に、つづけて

午の刻の時報は午前十一時になると太鼓を九つ鳴らしたので、決して午前十二時に鳴らしたのではなかつた。これが江戸時代に下ると、午前十二時に午の刻を知らせる鐘を九つ打つ様になり、人々の中にはその時から午の刻が始まつたと解釈する者が出来て混乱の原因となつたのである。

とする説に導かれたとき、「里びたる人」の「丑やつ」と、時奏の「丑三つ」（現行時の午前二時）の刻限は違うのである。「丑やつ」は打鐘の数、即ち「丑一刻」であるから現行時の午前二時を指すことになる。この違いを知っていたから、枕草子作者はわざわざ書いたのであって同時刻の別称ではない。

では右に引用した「諸時擊鼓」と「鐘」に傍点を付したのは、時報の用具が何であったのかが判然としないからで、この点について考えてみたい。

「民をして時を知らしむ」目的であるとすれば、鐘の方が効果的といえる。しかし「鼓」の文字がある以上、無視するわけにはいかないのである。

『延喜式』「擊開閉諸門鼓」<sup>⑪</sup>によると官吏の勤務時刻の細目が明示されている。その中の一例を示すと、

（起立春一日至八日　日出卯四刻五分）

- ①卯三刻九分開諸門鼓
- ②辰一刻五分開大門鼓
- ③午一刻一分退朝鼓

## ④酉二刻一分門鼓

とあって、各刻限に鼓を打つということである。因に①を現行時で見ると、午前六時二十七分となる。「九分」とは、一刻（三十分）を零分から九分に分けた数で、つまり一刻（三十分）の1—10分（三分）を指すのである。

「鼓」の打数も決められていて、

右依<sub>ニ</sub>前件<sub>一</sub>擊<sub>レ</sub>鼓各一度。度別十二下。従<sub>ニ</sub>細聲<sub>一</sub>至<sub>ニ</sub>大聲<sub>一</sub>。

と、音の高低まで定められていたのである。この一文ではすべて「鼓」に統一されているのを見ると、時報に用いる用具には「鐘」と「鼓」があったようにも考えられる。またここでいう「鼓」と、先述②「天智十年四月」の条で見た「鐘鼓」<sup>かねづみ</sup>と同一の物かどうか、あるいは右に示した「鼓」も「つづみ」と訓ずればよいのかどうかも言明できないのである。いま少し例文を引用しながら考えてみたい。

『日本書紀』（舒明天皇<sup>（六三八）</sup>八年）

秋七月の己丑の朔に、大派王、豊浦大臣に謂りて曰く「群郷及び百寮、朝參すること已に懈れり。今より以後、卯の始に朝りて、巳の後に退でむ。因りて鍾を以て節とせよ」といふが「然るに大臣従はず」<sup>（六三九）</sup>  
とあって、大派王（敏達天皇の皇子）<sup>おほまたのおほきみ</sup>が豊浦大臣（蘇我蝦夷）<sup>とわらのおほおみ</sup>に命じて、各官司の役人の出仕時間を鐘によつて守らせようとしたが、それに従わなかつたというものである。ここでは「鐘」であつて、引用文の「注」によると「鍾、空也、内空受<sub>レ</sub>氣多、故声大也」と、他からの引用が示されている。これによると現代の鐘と同型であることが判るが、大きさ等については後文で触れるので、もう少し鐘を用いた例文を見ることにする。

『日本書紀』（孝德天皇大化<sup>（六四七）</sup>二年四月）

凡そ位有ちあらむ者は、要ず寅の時に南門の外に左右羅列りて、日の初めて出づるときを候ひて庭に就きて再拝みて、乃ち序に待れ。若し晩く参む者は入りて待ること得され。午の時に到るに臨みて鍾を聴きて罷れ。其の鍾擊かむ吏は赤の巾を前に垂れよ。其の鍾の台は中庭に起てよといふ。<sup>⑯</sup>

これを先の条と合わせてみると、当時の官吏たちの怠慢が相当なものであったことが伺えておもしろい。生活上の約束ごとを打鐘によって知り、守るのは何も官吏たちだけではなかつた。恋人たちもまた鐘は逢瀬の約束ごとの一助となつていたのである。

①皆人を寝よとの鐘は打つなれど君をし思へばいねかてぬかも（万葉集）<sup>⑰</sup>

②さなくとも寝られぬものをいとどおしくつき驚かす鐘のおとかな<sup>⑯</sup>

二人の女性が、同じような状況の元で詠んだ歌である。①は笠女郎が、大伴家持へ贈った二十四首中のもので、年代的に天平十年（七三八）ごろのものだとすれば、漏刻設置より順調に「民をして時を知らしむ」役目をしていたと考えられるが、寺鐘である可能性が大きい。②は和泉式部の詠ということだが、両歌ともに、愛を待つ女たちが耳にする鐘の音には、特別の響があつたと思われる。

③時守の打ち鳴す鼓（つづきよ）数み見れば時にはなりぬ逢はなくも恠し（万葉集）<sup>⑱</sup>

④時づかさなどは、ただかたはらにて鼓の音も例のには似ぞ聞ゆるを<sup>⑲</sup>

⑤時司などは、ただかたはらにて鐘の音も例には似ぞ聞ゆるを<sup>⑳</sup>

③の歌が、どのような状況下で詠まれたのか、また男女の別も判らないが、時守が定められた数だけの時報を打つているのを数えながら、逢瀬の時間を確めているのである。④⑤共に『枕草子』の一文であるが、これも時守が刻限を示

す場面である。「鼓」と「鐘」の違いはあっても、両者ともに同じ状況下で聞いているのである。この後文を見ると、いざれも時司が「高き屋」に登って報じていたことが判る。その「高き屋」に、「鐘」または「鼓」が固定されていたのだろうか。「鐘」について見れば、すでに

凡撞ニ漏刻鐘ニ料。松木一枝。本周三尺  
長一丈六尺二尺（略）其綱料。熟麻卅斤。<sup>⑩</sup>

とあるから、これらから鐘の大きさが想像できよう。ただし「松木一枝」で撞くほどの鐘が平安時代にもなお使用されていたならば当然のことながら固定されなければならないだろうし、また「高き屋」に設置することは音響効果を考えるとこれも当然といえる。

『中右記』によると、「陰陽寮樓鐘皆焼損、但渾天図漏刻等具者令取出也」<sup>⑪</sup>とあって、この鐘楼は「桓武天皇遷都置作渡」とする物であり、「其後未逢火災」なかつたのにと歎くのであるが、やはり鐘は固定されていたのである。

では「鼓」についてはどうなのか。問題はその「鼓」なる物が如何なる形状をしているのか、ということを考えなければならない。

（文徳天皇・天安<sup>八五七</sup>元年）

◎十月廿四日、陰陽寮持行漏刻鼓自鳴三度。

◎十一月一日、持行漏刻鼓又自鳴三度<sup>⑫</sup>

とあって、この二条では鼓が「自鳴」したとする怪異現象を問題にしているのであるが、「鼓」が「持行」できるものであったことが判る。この「持行」とは「行幸」を指すと考えられるが、大きさは不明ながらも、「鼓」は移動に便利な用具であったことが理解されるのである。

国史大辞典によると、時鐘の他に「百官が出勤するときの合図の鐘」として朝鐘という呼称で区別されていたようであるから、その用途によって大きさも異なるであろう。そういう意味から考えると「鼓」は狭い範囲内の使用と移動できる便利さがあつたといえよう。

同辞典の「鼓」の項に「古代中国では鐘や磬をも含めた打楽器の総称」であったと記されているが、もし日本人にも同じ意識があつたとすれば、「鐘」と「鼓」は同じ用具であつたことになる。しかし「鼓」なる打楽器は早くに渡来しているのである。次の引用文によると、

六七世紀の埴輪に、ふくらんだ長胴の太鼓を桴で打つて打楽器のあつたことが判る。また「平等院雲中供養菩薩像」の写真で見る限り、材質は判らないが現在の「つづみ」に近い型をしているのである。  
とあるように「都豆美（菟豆弥）」。ただしこの場合どのような形状であつたかは不明<sup>(23)</sup>

である。ではもう一度、その呼称について考えてみると、先述した「鐘鼓」<sup>(24)</sup>と訓読するとき、別々の用具としての呼称であるのか、あるいは一つの物としての訓みであつたのかの判断はつかないが、確かに二つの具は存在していたのである。

（文徳天皇・天安二年五月三日）

陰陽寮寧漏刻博士等於侍従殿始置漏水糺院外漏刻之誤但無金鼓<sup>(25)</sup>

（同月十一日）

侍従殿漏刻從停止。

この記述から判ることは、漏刻器は一台でないこと、より正確さを期する意識をもつてていることなどであるが、「金

「鼓」の移動をしなかつたのは、時報を行う必要がないからであろう。ゆえに修正が終ると侍従殿の漏刻は停止したといふ。

(村上天皇・天徳四年十二月廿五日)

今日冷泉院内内豎候所西壇下新作<sub>二</sub>片底<sub>一</sub>移<sub>二</sub>漏刻金鼓等<sub>一</sub>也<sup>(26)</sup>

とあるように、両条ともに「金鼓」と記す。この場合の「金」は「鐘」の略字と考えられるが、あるいは材質を表わす文字なのか、判断がつきかねるのである。時鐘、朝鐘といった用途によって使い分けられていたのだから、「鼓」もまたそうであると考えても間違いではあるまい。

さて、次の文から推量すれば、「鼓」なる物の形状が、ある程度見えてくるのである。

(日本書紀) (天武<sup>(27)</sup>十二年十月十四日)

是の如く地動ること未だ會より有らず (略) 鳴る聲<sup>(おと)</sup>有りて鼓<sup>(つづみ)</sup>の如くありて、東方に聞ゆ。 (略) 更一の嶋と為れり。  
則ち鼓の音の如くあるは、神の是の嶋を造る響なりといふ

どうやら伊豆大島出現の様子であると理解できるのだが、地鳴りが「鼓の音の如く」であったというのである。といふことは現代の「つづみ」と全く違った物を考えなければならない。少なくとも引用した「ふくらんだ長胴の太鼓を桴で打つ」ような物でなければ、地鳴りの表現に似つかわしくないのである。現代の太鼓も、近くで聞くよりは遠くで耳にした音の方が体の中で共鳴するように、遠く広く響かせるための用具としての「鼓」は、現在使われているような「つづみ」ではなく、「太鼓」に近い姿をしていたのであると考える。

(イ)

国家が管理する時鐘とは別に、後世（江戸時代）時報の役を担つた寺鐘について触ることにする。  
平安時代の文学作品に登場する鐘の多くが寺鐘であるが、寺鐘の本来の役割は「民をして時を知らしむ」ためのものではなく、各寺院で行う仏事の相図であった。ある一定の規則に従つて打つので、里人たちが時刻の目安として利用していたことは確かである。

その仏事の相図とは「六時」といって、晨朝・日中・日没・初夜・中夜・後夜を指すのであるが、これらに伴う勤行の相図としての寺鐘である。また鐘の他に螺貝も使用していたようであるが、「六時」が季節によってその刻限が変わるので、また寺院によつても異なるので、定時法に基づくものではない。たとえば「初夜」を『仏教語大辞典』<sup>(22)</sup>で見ると、「①今の午後六時ごろから九時ごろまで。②真言宗の場合は午後八時から十二時まで」とあるように、刻限を知る目安となつても時報にはならないのである。ここで注意すべきことは、「六時」は仏事を行う時間であつて時刻ではない、ということである。更に言えば、その時間に行う仏事に意味があるのである。だから、寺鐘は、時鐘としての役割を果すつもりはなかつたのである。しかし寺鐘が広く里人たちの耳に届くように仕向けたのは、「衆生迷夢をさまし、諸々の悪業を離れて、仏道に帰依させる」<sup>(23)</sup>ことにあつた（ゆえに梵鐘というのか）ようであるから、それを時鐘として利用したのはむしろ「衆生」の方であつたということになろう。

寺鐘が時鐘としての役割を担つたは「江戸時代の初頭を遡らず、報時鐘よりも先に城鐘が作られ」<sup>(30)</sup>たとあるように、鐘のもつ歴史は永く、その中で人間との関り合いを深めていったのである。

寺鐘が仏教の発展と共に、形状も変化していった。奈良時代から平安時代前半にかけて「在銘鐘より無銘鐘の方がは

るかに多い」<sup>(31)</sup> ということであり、このことは、仏教の受容と在銘鐘の製作には深い関りがあると思うが、ここでは深入りはしない。ただ寺鐘の大きさが、平安時代に入ると小型化されたこと、撞座の位置が下降したことに注目をしたいのである。それは報じる音の拡がりと関係があるからである。

次の一文は、高知県での「在銘鐘」を示すものであるが、かなりの小鐘であることが判る。

神護寺鐘(京都)と双壁をなすものとして古来有名なのは奈良県栄山寺鐘である。<sup>(略)</sup> 延喜十七年（九一七）十一月三日の銘文がある。（略）高知県延光寺鐘は栄山寺鐘より六年前、延喜十一年（九一二）の陽鑄銘を持つが、通高三六、六センチ、口径一三一、二センチの小鐘である。<sup>(33)</sup>

この小鐘がどのような役割を担っていたのか想像の域を出ないが、寺院が増加していく過程で、先に見た撞木に巨木を使用する程の鐘は必要あるまいと考える。多分、巨木に見合った鐘は朝鮮鐘の如く地面すれすれの位置に吊り下げられていたと考える。当然のことながら、撞座の位置は高くなければならないのである。それが、鐘の小型化に伴い撞座の位置を下げた、つまり鐘を打つ人間との位置関係を考慮すると、当然のことながら鐘楼に吊る鐘の位置を高くしなければならない。位置の高さに人の力が加わって音響に拡がりが出るのである。高知県延光寺の寺鐘が、「衆生の迷夢をさま」すための役割を果していたかどうかは判らぬが、他の寺鐘と相俟つて、騒音のない里に充分な音響効果をもたらしていたということは考えられるのである。

では寺鐘が、如何なる方法で時刻を決めたのであろうか。

香時計の一種である時香盤に抹香を長く積んで、適当な所に六時を記している金串を立て、香の燃えるに従つて時刻を知り、仏事を行なつてゐる。<sup>(34)</sup>

ということで、現在は儀式用として、奈良東大寺の二月堂のお水取りに用いられているということである。なおこの香時計には、橋本万平氏も指適されているように、温度や湿度によって燃焼時間が一定でないと思うのだが、これに代る用具については見当らない。また現在でも寺院で用いる線香は、一般的の物より固くて長いので、あらかじめ燃焼時間を測つておけば香時計の代用になるかも知れないが、これも湿度に影響される点では同じかも知れない。

江戸時代に下つても香時計が使用されていたことを示す文章がある。井原西鶴の『好色五人女』<sup>(35)</sup>の中で、「夜や八つ頃なるべし、常香盤の鈴落ちて、響き渡る」とあって、その「注」には、「香が燃えつきると糸が切れて鈴が落ちるような仕掛けになつていて、時報の役もした」とあるように、漏刻ほどの正確さは期待できないが、仏事の時刻を知る方法の一つとして香時計が使用されていたことが判るであろう。

陰陽寮の漏刻とは別の、それぞれの場所で時刻を知る方法と知恵を持っていたことが、次項で見る星座の位置確認で知ることができる。

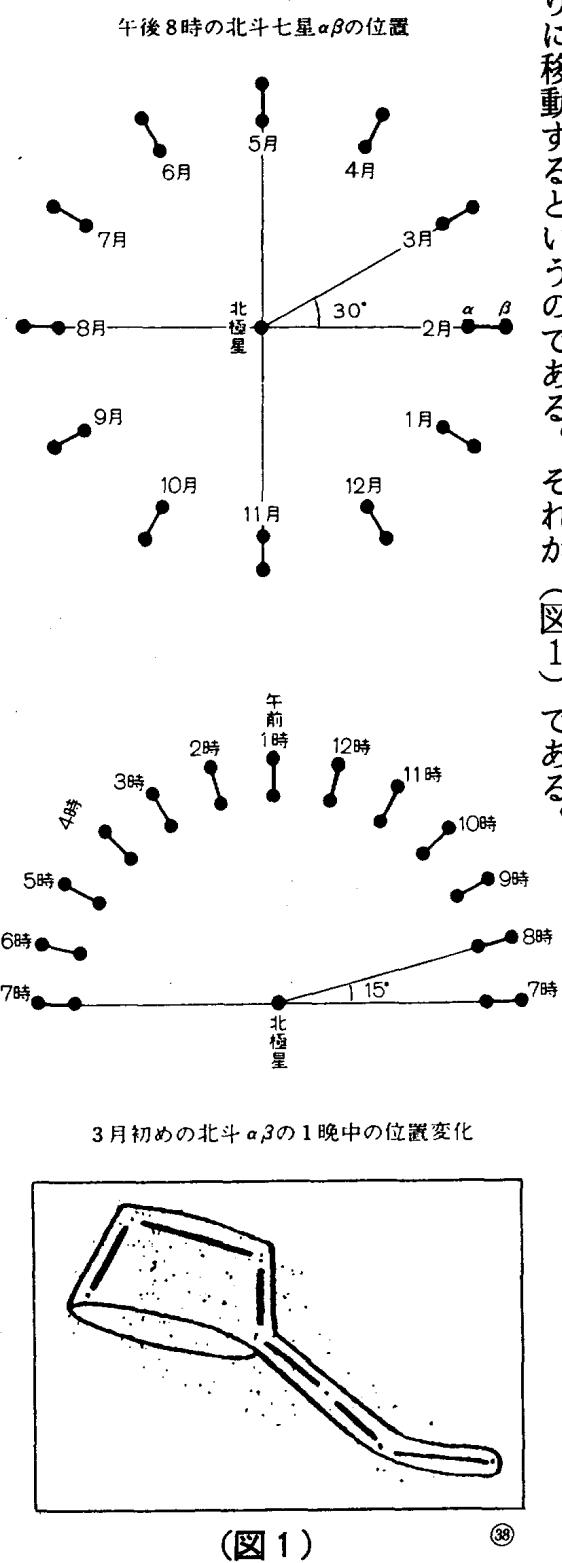
(ウ)

晴れた日中は、太陽が落す影によつてある程度の時間を推量することができ、また先述の時鐘、寺鐘等によつて、更に具体的な時刻を知ることができた。そして晴れた夜は、星に助けられて時刻を確認することができたのである。その星とは北斗七星である。

この星の型が「ひしゃく」に似ているところから柄杓形、柄杓星とも言われ、柄杓に当る部分の傾き加減によつて、季節のみならず毎夜の時刻を知る目標としていたのである。

一年三六五日で三六〇度を一めぐりする。したがって、一ヶ月では三〇度動くことになる。<sup>(36)</sup>

ということで、したがって一晩（十二時間）では半分の一八〇度回転するから、一時間に十五度づつ時計の針とは逆まわりに移動するというのである。<sup>(37)</sup>それが（図1）である。



(図1)

<sup>(38)</sup>

現在でも星座をおぼえるイロハとして使用されるのは、ほとんど一年中北の空に見えていて、形も親しみやすいからだという。<sup>(39)</sup>では実際に、どのような状態で時刻の確認をしていたのか、一二、三の例を示したいと思う。

亥剎許平産男子也、或子剎云々。終夜大雨、天陰、時剎不分明。（中右記）<sup>(40)</sup>

『中右記』著者、藤原宗忠の子どもであろうか、無事出産の知らせを受け書き留めたのだが、「天陰」の為に星の位置を確認できずにいるのである。したがって「時剎不分明」であったというのである。また宗忠は、七星による時刻確認によほど自信があるのでだろうか、次のような一文も残している。

參入賀茂社、是今日遷宮行事也（略）上下衆人参会在庭中、雲晴月明、七星所指慥及亥刻後院陽寮申時至由有遷御。<sup>④1</sup>

遷宮の時刻を陰陽寮の報告より早く星によつて知り得たというのである。また『古昔物語』によると、

御堂の上ニ当テ、雲方四五丈許ノ程晴レテ、七星明カニ見エ給フ。此レヲ以テ時ヲ見ルニ、寅二ツニ成ケリ。

この引用文は、希有なことの一つとしての記述であり、前文に安倍時親が「空陰テ星不見ネバ何ヲ注シテカ時ヲ量ラム」と言えば、風も吹かないのに御堂の上だけが晴れたというのである。そして時刻を「寅一ツ」と確認できると「本ノ如ク陰」つてしまつたという話になつてゐる。

漏刻による時報、香盤による寺鐘、北斗七星による時刻の確認と、いにしえ人は時間と向き合つた中で生きていたことを知るのである。

こうしたことを前提として、次項で『土佐日記』の中の時刻確認をしたいとおもう。

#### 四

土佐日記作者（以下貫之と記す）が、日記の中で次の五条に時刻を記述をしている。

①その年の十一月二十日あまり一日の日の、戌の時に門出す。<sup>④3</sup>

②（一月）十四日。（略）船君節忌す。精進物なれば午時より後に

③二十一日。卯の時ばかりに船出だす。みな人々の船出づ。これを見れば春の海に秋の木の葉しも散れるやうにぞあ  
りける。

④三十日。（略）寅卯の時ばかりに沼島といふ所を過ぎてたな川といふ所を渡る。

⑤一月一日。朝のま雨降る。午時ばかりに止みぬれば和泉の灘といふ所より出でて、

この他「あかつきに」、「つとめて」といった表現もあるが、これらの物言いは当時とすればある程度の時間帯が意  
識されていたと思われるが、ここでは明記された時刻についてのみ触ることにする。

①の「戌の時」を、前項でみた定時法及び打鐘の刻限から考えると、現行時の午後七時ということだろう。午後七時  
が出発時刻として遅いか早いかの判断材料がないのでどちらとも言えないが、他に示された時刻のように「ばかり」の  
表示がなく、「戌の時」と明言しているのにはそれなりの理由があつての時刻ではないのか。また貫之が、どのような  
方法で「戌の時」を知ったのか、の一点について①の後文を見ながら考えたい。

県の四年五年はてて、例のことどもみなし終へて、解由など取りて、住む館より出でて、船に乗るべき所へ渡る。  
とある中の、「住む館」であるが、これは国司館といつて「国司が日常起居する宿舎」<sup>(44)</sup>を言い、「客舎を意味するも  
ので私宅ではな」<sup>(45)</sup>く、また日本ではこれを「たち」と言うことだから、貫之のそれも同じであると考える。この館を  
「戌の時」に出発したというのである。さうして、

かれこれ知る知らぬ送りす。年ごろよく比べつる人々なむ別れ難く思ひて、日しきりにとかくしつつののしるうち

に、夜ふけぬ。

と続くのであるが、ここでいう「日しきり」は、出発日、即ち「十一日全体の時間と言っているのか、「船に乗るべき所へ渡」った後の時間を言うのか。とにかく記述の順序に従えば、「住む館」を「戌の時」に出て「船に乗るべき所へ渡」り、貫之と別れがたく思う人々と「とかくしつつののしるうちに夜ふけぬ」ほどになつたというのである。「夜ふけぬ」をどの時間帯に置くかという問題もあるが、それを考へるには日付変更時間を問題にしなければならないので、ここでは「すっかり夜が更けてしまつた」と解しておく。貫之が力説しておきたかったのは、自分を慕う人々が、時の経つのも忘れて行動を共にしてくれた行為そのものにあつたのだとおもう。

では「戌の時」のもつ意味を考えてみよう。公人としての仕事を終えてやつと出発できた、とするのか、つまり予定が立たず、偶然の時刻であつたのかということである。そうではあるまい。「戌の時」はあらかじめ決められていた時刻であつたはずだと考へるのである。それは当時にあつて、時の吉凶に基づく判断のもとで行動するからである。たとえば、

此日姫宮御着袴、午時許参内、申時立御帳、是吉時也。<sup>(46)</sup>

と、閔白道長が記すように、たかだか「立御帳」でさえ「吉時」を選ぶのである。また『小右記』にも道長の娘（妍子）の出産時刻を気にする記述（後文で触れる）があるが、月、日のみならず時刻もまた行動を律する一つとして、決して無視していいないのである。まして危険を伴う旅立ちに、安易に時刻を考えることはなかつたはずである。

貫之が「戌の時」を知る方法は、国府に置かれていた漏刻であったと考えている。もし寺鐘なれば、国府と隣接している国分寺のものであろうが、先述した通り寺鐘は漏刻と違つて定時法でないため、正確に「戌の時」を知ることはで

きなかつたであろう。また星座での確認もありうるが、貫之にとっての「戌の時」は、これから旅の平安を占う上で大事な時刻としての認識があるゆえ、「戌の時ばかり」では意味がなかつたのである。

②の「午時より後に」の「午時」は、現行時の午前十一時から午後一時までの二時間帯を指すが、ここでいう「午時より後」は、この二時間内での「後に」なのか、つまり「午一刻」よりの「後に」とするか、更に時間帯を拡大できるのか、である。

『土佐日記全注釈』（以下『全注釈』という）<sup>(47)</sup>の「釈」によると、「節忌は半日で切り上げたというのであるが、実は、正式の朝食は午の一刻（午前一時）が定刻なのであるから、すでに、朝食からして腥ものを口にして精進落ちをしたこととなる」と記されているように、節忌のための精進落しの時間帯が問題なのだ。

『日中行事』<sup>(48)</sup>に「朝の御膳は午刻なり。（略）中の刻に夕の御膳まいる」とあって、昼食を取るのは「四月賀茂の祭の日」だけということのようだから、一日一食制であったことが判る。『日中行事』の朝食を午一刻、夕食を申一刻とするならば、現行時の午前十一時と午後三時となるがこの間隔があまりにも短かいので気にかかるのである。

『侍中群要』<sup>(49)</sup>によると「午一剋供朝膳事、酉一剋供夕膳事」とあるが、この場合の夕食は午後五時となる。いずれにしても一日一食制が、天皇もしくはその周辺だけのものなのか、身分的にどこまでを許容範囲として求めるか、あるいは本当に二食制を厳守していたのかなど、今の段階では明確に答えることはできない。

『九條殿遺誠』<sup>(50)</sup>には、「朝暮ノ膳。如レ常勿ニ多浪飲スル。又不レ時ニ時剋不レ可レ食レ之」とあるように、わざわざ「遺誠」として記すということは、すでに二食制が乱れていたからではなかつたか、そう考えられなくもないものである。

土佐日記での「午時より後に」は、午時に取るべき朝食を、「節忌」のために取らなかつた、しかし夕食には早いが

精進落しをした、つまり貫之の意識には「午時」と「後に」は連續性をもつた時刻ではないのである。一応形ばかりの「節忌」を行つたとする意識と、その「後に」行う精進落しの時刻とは、それぞれ独立した時間意識が働いていたと考えるのである。

貫之の「精進物なれば」は、船旅ゆえの、という理由ではなく「錢なれば」に深い意味をもたせる。精進落しの品も買うことができなかつたところ、たまたま船頭が釣つた鯛と物々交換によって手に入れたのだとする。(1)と同じく、国司としての人間性を強調することに重きを置いているのである。転んでもタダでは起きぬと言われた国司たちの評判を意識しての記述であり、その中にあって財を持たぬ清廉潔白さを強調するのである。

(3)「卯の時ばかり」を、かりに「卯の一刻」とすれば現行時の午前五時となる。貫之が「ばかり」と言うのは、現代でも「五時ごろ」とか「五分ぐらい」と言うのと同じで、五時もしくは五分に最も近い時刻を指すはずである。

『全注釈』によると、「卯の正刻すなわち卯三刻と仮定して、午前六時と見る。日の出三〇分前、よほど空も明るくなつて来た頃である」と位置づけられた。

確かに、船上での時刻確認は星に頼るしかないだろう。船泊中なれば寺鐘も耳にできたかも知れない。しかし寺鐘の場合は、寺院によって打鐘の刻限が異なるため時刻の確認は不定である。

「卯の時ばかり」を「卯の一刻」と考えて現行時の午前五時ごろと仮定したとき、貫之のいう「春の海に秋の木の葉しも散れるやう」な風景が眼前にあつたのだろうか。「卯の時ばかり」の時間帯に似つかわしい風景とは言えない。もし時刻の記述がなければ、明るい陽光の下での風景として捉えるであろう。

この日の記述は、他に「黒鳥」と「白き波」、「白き波」と「わがかみの雪」(白髪) のどちらが白いかといったよ

うに、色彩対照を楽しんでいるのである。「春の海」と「秋の木の葉」も、同じ意識下にある対照の妙を楽しんでの表現と思う。

④「寅卯の時ばかり」とは、一体いかなる時間もしくは時刻を指すのであろうか。このような表示は真名日記の中にも散見する。

「寅卯の時ばかり」を「午前五時ごろ」と認定した『全注釈』は、その根拠を次のように示している。

寅の正刻は午前四時、卯の正刻は午前六時、ゆえに寅卯の間は、午前五時頃と解する。

同じような表示を『枕草子』で見ると、

わびしげに見ゆるもの六月七月の午未の時ばかりに、きたなげなる車にえせ牛かけて、ゆるがし行く者。<sup>(51)</sup>

とある。全集によつては「午未」の間に中黒点を付してゐる場合もあるが、時間の捉え方は同じようで、大体のところ「正午から三時ごろ」とか「正午から一時ごろ」とする。

『枕草子』の記述からは、きたなげな車と牛の歩みは見るだけでも暑苦しいのに、しかも暑い季節と、最も暑いと感じる時間帯が加わつての「わびしげに見ゆる」風景であり、「午未」の中間時間、もしくは時刻ではないということが理解される。これを前項で見た定時法で考えるならば、午一時、未一時と考えたとき、両方を合せると現行時の午前十時から午後三時までの時間帯となる。ただし「午未の時」の「未」を、「午」から「未の時」に入るまでと解すると、午前十一時から午後一時の時間帯を指すことになる。しかし「午未の時ばかり」と言つてゐるのだから、厳密な時間を指定するのではなく、時間の帯の中にある一つの風景として捉えているのである。

では『土佐日記』の場合はどうか。「寅卯の時ばかりに沼島といふ所を過ぎて、たな川といふ所を渡る」とある。こ

の「寅卯」を沼島から「たな川といふ所」までの経由時間を指すというならば、『枕草子』と同じ解釈が成り立つ。しかし「沼島といふ所を過ぎ」たのが「寅卯の時ばかり」だったというのなら、これは時間でなく時刻でなければならぬ。そして、寅から卯にかけての中刻ならば、現行時の午前四時であり、寅の一時から卯の一時、合計四時間と見なすならば、『全注釈』で言う「午前五時頃」と解することができるのである。

先に少し触れた『小右記』であるが、次のような記述がある。

明救僧都云、御産子終許也者、今日最悪日、昨日又不宜、右衛門督消息云、子丑時間云々者（略）去夜子時中宮御産平安已了者（略）四条大納言消息云、去夕亥終參中宮、子二刻平産、明日可參哉否、報不可參由⑤

中宮妍子の出産時刻を問題にしているのである。それは「昨日」も「今日」も悪い日とする判断があつたからで、「去夜子時」は午後十一時から午前一時を指すが、これは「今日」でなく「昨日」の中に入る時間である。つまりこのことは、昨日と今日の日付変更時間を探題にしなければならないのだが、別の機会に譲りたいと思う。ここでいう「子丑時間」は、「子の時」と「丑の時」の間の時間という意味である。報告者の時刻が一定でない理由は判らないが、あくまで「最悪日」にかゝらぬことを重視しているのである。

「子丑」とか「寅卯」といった表示が、方位表記と同じ意味をもつならば、これは明らかに中間時刻を指すであろうが、論拠とすべき材料をもたないので何とも言えない。

真名日記においても、必ずしも中間時刻の表示と断定しかねるものもある。その一例を示すと、

天晴、今日々蝕十一分、巳午未時之由⑥司天台所奏也

ここでいう「巳」が誤字というのであろうか。いずれにしても交わる時間、もしくは時刻表示が多く見られるのは、何

らかの時間（刻）認識があるはずだが、今それを明らかにすることはできないのである。

## 五

官吏は官吏としての時間もしくは時刻を律しながらの生活をもち、里人は里人としての時間の中で生きてゆく。現在のわれわれが想像する以上に時間と向き合っていることに気づかされる。

かな日記の中にある「時」には二つの概念があつて、一つは運動する時間の中で生きる現実の自分、もう一つは自らの意志で創ろうとする、つまり運動しない時間である。

自分を確めながら生きるために、自分がだけの時間が必要であり、たとえ虚構の時間を嵌め込んだとしても、虚構の時間の中に等身大の自分と時間を置くことによって、生きたことの意味をさぐろうとしたのである。

土佐日記についてだけ考えるならば、時刻を書き入れることは、携帶している具注暦の写しかえであるとは言い切れないものがある。その時刻は、単に移動中の一瞬間、という意味の時刻ではなくて、当事者にとっては意味をもつ時刻であったのである。

土佐守として赴任する旅を、別の『土佐日記』として残していくべきのような内容のものになっていたか、あえて帰路に心を寄せたのは何か心に期するものがあつてのことと思うのであるが。今、京と土佐国を往復する旅の重さを、史料の切れ端を繋ぎ合わせながら概観することによって、この小稿を終えたいと考える。

海賊の来襲に脅えながらの船旅、それでも陸路よりはるかに楽であったと思われる。『史料総覽(一)』(承平四年十一月廿一日)に、「追捕海賊使ヲ定ム」とあり、ついで「是冬海賊、伊予喜多郡ノ不動穀ヲ奪フ」とあるように、海賊

の出没は単なる噂さではなくて、現実のものとしての恐れがあつたと思う。

土佐国守として赴任する貫之の旅程が陸路か海路か判断できる材料はないが、これから引用する各一文によつて、ある程度の、推論の目安となるだろう。

國府が河川に沿つて立地することが多いのは、水運の便を考慮したからで、当然のことながら水上交通の発達、それに伴う港の開発などが行われていたようである。<sup>(54)</sup>

速さの点では陸上交通に劣り、また気象条件・海況などに制約されることが多い。そこで急を要する通信連絡、期日を限られる人員の移動などは陸上交通路を利用し、水上交通は急を要しない物質の遠距離の輸送に用いられる。といったように、すでに目的に応じた利用区分ができていたのである。<sup>(55)</sup>

律令期には駅制、駅路が整備されていたようだが、管理、維持する上で厖大な費用と労力が掛かるだけでなく、それを利用する側の難儀も相当なものであつたことが伺える。

『類聚三代格』の「<sup>(56)</sup>応下新任國司從<sup>二</sup>海路<sup>一</sup>赴<sup>二</sup>任事」の条によると、

山谷險深、人馬疲弊、望請、當道諸國新任司等、准<sup>二</sup>西海道<sup>一</sup>從<sup>二</sup>海路<sup>一</sup>令<sup>二</sup>赴<sup>二</sup>任所<sup>一</sup>者<sup>(56)</sup>

とあるように海路が物資の輸送だけでなく、次第に國司たちの交通手段として利用されていくのである。『続日本紀』(神龜<sup>(壬午)</sup>三年八月三十日)には、西海道諸國と太宰府の五位以上を除いて「駕<sup>レ</sup>船」を利用してよいとある。また『延喜式』(卷廿三)には、

凡山陽、南海、西海道等府國、新任官人赴<sup>レ</sup>任者、皆取<sup>二</sup>海路<sup>一</sup>仍令<sup>二</sup>縁海國<sup>一</sup>依<sup>レ</sup>例給<sup>レ</sup>食。

とあるように、かなり積極的に海路を利用していたことが理解されるのである。

律令国家の下で整備された駅制が衰退し、「十分機能した陸上交通も、平安中期以降になつて」<sup>(57)</sup> その機能を果さず、海路へと移行していったことになる。

**土佐国言。公私使直指<sup>二</sup>土左<sup>一</sup>而其道經<sup>二</sup>伊与国<sup>一</sup>。行程迂遠。山谷險難。但阿波國境土相接。往還甚易。請就<sup>二</sup>此国<sup>一</sup>以為<sup>二</sup>通路<sup>一</sup>許<sup>レ</sup>之**

右は『続日本紀』（養老<sup>(58)</sup>二年五月七日）のものであるが、土佐国へ入るコースが伊予経由であったのが、「行程迂遠、山谷險難」であるために、阿波を経由することになったというのである。その後の記述（延暦<sup>(59)</sup>十六年）を見ると、阿波国をはじめ伊予国の駅家は廃され、土佐国では十二の駅家が廃されたと、『日本後紀（卷五）』に記されている。しかし、土佐国に限つて見れば、すべての駅家を廃止したというのではない。同じく『日本後紀』によると「令下土佐国帶<sup>二</sup>駅路<sup>一</sup>郡。加置伝馬五匹<sup>(60)</sup>以<sup>ニ</sup>新開之路山谷峻深<sup>一</sup>也<sup>二</sup>」<sup>(61)</sup>とあって、新開の路が造られ「伝馬五匹」を置いたのだが、その新開路もまた「山谷峻深」というのであるから、利用者にとっての困難さは想像以上のものがあろう。

**土佐国司言。大潮高騰、海水飄蕩、由<sup>レ</sup>是、運<sup>レ</sup>調船多失焉<sup>(62)</sup>**

これは『日本書紀』によるものだが、調の運搬の様子が伺えよう。この時の状況は、前後の文によると大地震による津波の被害であったことが判るのである。

そこで貫之一行の帰路の船旅は、京へ運ぶ調と一緒にでなかつたかと推論するのである。『延喜式<sup>(63)</sup>』で決められた調を運ぶ「海路」二十五日より大幅に遅れているが、またこの「二十五日」という規定が、何時まで生きていたのかも判断できないが、『土佐日記』の記述を見れば、海賊の恐れに反してあまりにも慎重なあゆみがあるので、人間だけではなく何か大事な物も積み込まれていたのではないかと考えるのである。

いざれにせよこのように陸路、海路ともに厳しい現実があった。まさに生命をかけての旅であったことを思うと、一行が、京の風を感じる場所に立った時の、「山崎の橋見ゆ。うれしきこと限りなし」と発語するその裏にある貫之的心情は、非常に重いのである。

(注)

- ① 「とはづがたり」（富倉徳次郎訳）（筑摩叢書）
- ② 「蜻蛉日記」日本古典文学全集（小学館）
- ③ 「日本書紀」日本古典文学大系（岩波書店）（傍点は筆者、以下すべての引用文も同じ）
- ④ 「大鏡通釈」（武蔵書院）一二一頁
- ⑤ 「枕草子」（明治書院）二六八段
- ⑥ 「日本書紀」（下）日本古典文学大系三四三頁
- ⑦ 「⑥」に同じ 三七六頁
- ⑧ 「日本紀略」（後篇）国史大系（吉川弘文館）
- ⑨ 「続日本紀」（三十三巻）国史大系
- ⑩ 「古文に現れた時刻法について」国語と国文学（昭和三十三年八月号）橋本万平著
- ⑪ 「延喜式・陰陽寮」（巻十六）国史大系
- ⑫ 「日本書紀」日本古典文学大系（巻二十三）
- ⑬ 「⑫」に同じ（巻二十五・三〇二頁）
- ⑭ 「万葉集通釈」（巻四）澤瀉久孝編（中央公論社）
- ⑮ 「後拾遺和歌集」校註国歌大系（巻三）（講談社）
- ⑯ 「大伴家持」北山茂夫著（八一頁）（平凡社）

- ⑯ 「<sup>(14)</sup>」に同じ（卷十一一二六四一）
- ⑰ 「枕草子」日本古典文学大系（一五六段）
- ⑱ 「枕草子」日本古典文学全集（一六五段）
- ⑲ 「<sup>(11)</sup>」に同じ
- ⑳ 「中右記」（卷五）（<sup>(14)</sup>大治二年二月十四日）（臨川書店以下同じ）
- ㉑ 「文德実錄」（卷九 一〇四頁）国史大系
- ㉒ 「歴史大辞典」（卷九 七八六頁）（吉川弘文館）
- ㉓ 「<sup>(23)</sup>」に同じ
- ㉔ 「文德実錄」（卷九 一〇四頁）
- ㉕ 「日本紀略」（後篇四）
- ㉖ 「日本書紀」（四六六頁）
- ㉗ 「仏教語大辞典」中村元著（東京書籍）
- ㉘ 「日本の梵鐘」坪井良平著 二六頁
- ㉙ 「<sup>(29)</sup>」に同じ 四〇頁
- ㉚ 「<sup>(30)</sup>」に同じ 四〇頁
- ㉛ 「梵鐘と古文化」（第四章第一節）
- ㉜ 「<sup>(31)</sup>」と同じ
- ㉝ 「<sup>(31)</sup>」と同じ
- ㉞ 「<sup>(31)</sup>」と同じ
- ㉟ 「日本の時刻制度」橋本万平著（塙書房）
- ㉟ 「好色五人女」日本古典文学全集（卷四）
- ㉟ 「星と星座」草木英明著（カラーブックス）
- ㉟ 「<sup>(36)</sup>」に同じ
- ㉟ 「<sup>(36)</sup>」に同じ
- ㉟ 「<sup>(36)</sup>」に同じ

- ⑩「<sup>⑤</sup>」に同じ  
⑪「中右記」（卷一）（寛治元年三月十六日）  
⑫「<sup>⑪</sup>」に同じ（卷二）（承徳二年七月九日）  
⑬「今昔物語」（卷十二）日本古典文学大系  
⑭「土佐日記」日本古典文学全集（以下引用文は同じ。句読点は字数の都合で操作し、また傍点も筆者が付した）  
⑮「国府」木下 良著（教育歴史新書）

- ⑯「<sup>④</sup>」に同じ  
⑰「御堂関日記」（長和四年四月七日）大日本古記録（下）  
⑱「土佐日記全注釈」 萩谷 朴著（角川書店）  
⑲「日中行事」（群書類從卷二十六）  
⑳「侍中群要」日崎徳衛校訂・解説（吉川弘文館）  
㉑「九條殿遺誠」（群書類從卷二十七）  
㉒「<sup>⑯</sup>」に同じ 一二六段  
㉓「小右記」（卷一）（長和二年七月七日）（臨川書店）  
㉔「中右記」（卷七）（長承二年閏十二月一日）  
㉕「<sup>㉓</sup>」に同じ  
㉖「<sup>㉔</sup>」に同じ  
㉗「<sup>㉖</sup>」と同じ  
㉘「類從三代格太政官府」（大同元年六月十一日）  
㉙「<sup>㉗</sup>」と同一  
㉚「日本後紀」（延暦廿四年四月五日）  
㉛「日本書紀」（天武<sup>六八四</sup>十三年十一月三日）  
㉜「延喜式・主計（上）」（卷二十四）